新型コロナウイルス感染症

支援制度のお知らせ

令和２年８月【第５報】

この「支援制度のお知らせ【第５報】」は、これまでに発行した「支援制度のお知らせ」に加えて、新たにお知らせする支援制度等をまとめたものです。
詳しくは、各支援制度担当課にお問い合わせください。

もくじ

1．経済・生活面の支援
■新生児特別定額給付金 p. 1

2．中小企業者等への支援
■中小企業等経営継続支援金 p. 2
■中小企業等緊急支援金【拡充】 p. 3
■地場産品販売促進支援事業 p. 3
■農林漁業者経営継続支援事業 p. 3
■コミュニティ活動感染防止支援金 p. 4

3．申請期限の延長等
■生活福祉資金（緊急小口資金）貸付【特例貸付】〔実施期間の延長〕 p. 4
■生活福祉資金（総合支援資金）貸付【特例貸付】〔実施期間の延長〕 p. 4
■水道料金等の支払猶予〔猶予対象月の拡大〕 p. 4
■下水道受益者分担金の徴収猶予〔猶予対象月の拡大〕 p. 4

1．経済・生活面の支援

新生児特別定額給付金を支給します

市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆新生児特別定額給付金とは

令和２年４月28日から令和３年３月31日までに生まれた新生児一人につき10万円を支給するものです。

◆対象となる方は

次のいずれにも該当すること

（１）新生児の母
令和２年４月27日時点で栗原市の住民基本台帳に記録がされ、引き続き本事業の申請時点において、栗原市の住民基本台帳に記録されていること。

（２）新生児
（イ）令和２年４月28日から令和３年３月31日までに生まれていること。
（ロ）引き続き本事業の申請時点において、栗原市の住民基本台帳に記録されていること。

◆申請方法は

（１）既にお子さんが出生している場合保護者に申請書類等を郵送します。
（２）これからお子さんが出生する場合お子さんの出生届の届出時に、各総合支所で申請の手続きをしてください。

◆申請に必要なものは

◇申請書
◇母子手帳の写し
◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

２．中小企業者等への支援

中小企業等経営継続支援金を助成します

商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業等経営継続支援金とは

下記の「対象となる方」に、新型コロナウイルス感染症防止の対策や販路拡大、生産性の向上などに向けた経費の一部を助成します。

◆対象となる方は

1．市内に主たる事業所や店舗等を有している法人（大企業を除く）、又は個人事業主の方
2．新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年３月以降のいずれか１ヵ月間の売上が、前年同月比で10％以上減少していること
3．国の「生産性革命推進事業」や県の「中小企業等再起支援事業補助金」など、本支援金と同様の補助金を受けていないこと
4．令和２年３月末までに創業していること

※風俗営業、社会福祉法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、ＮＰＯ法人等は対象外となります。

◆申請期間は

令和２年８月17日から12月25日まで

◆申請方法は　原則、「郵送申請」

※申請書は栗原市Ｗｅｂサイトよりダウンロードいただくか、市産業戦略課または各商工会で配布しています。

◆申請に必要なものは

◇交付申請書
◇事業計画書
◇収支予算書
◇売上が減少していることの書類
◇暴力団排除等に関する誓約書
◇その他市長が必要と認める書類

◆助成内容は

対象経費の４分の３以内の額

◆対象となる事業は

【販路開拓・生産性向上】

上限額 50万円、下限額 ５万円

例）・インターネット販売システムの構築
・キャッシュレス機器導入
・新商品開発のための機械機器購入費
・展示会出展料等
・販路開拓や生産性向上に結び付く店舗改装工事

【感染防止対策】

上限額 30万円、下限額 ３万円

例）・感染症防止のための啓発用ポスター、チラシの作成
・アクリル板、防護スクリーンの購入、施工
・換気設備（換気扇、空気清浄機等）、サーマルカメラの購入、施工
・感染防止対策のための内装、レイアウト改装工事

◆対象となる事業期間は

令和２年４月１日から令和３年１月31日までの間に完了する事業

注１）当該事業の詳細は、栗原市Ｗｅｂサイトで公開している交付要綱等をご確認ください。

注２）法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない又は交付決定の取消などの措置が講じられます。

注３）申請内容に事実と異なる記載があった場合や不正な経理があった場合は、助成金の返還を求めることがあります。

飲食店の皆様へ

感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「密閉」「密集」「密接」をしない、新しい生活様式を実践し、感染症の予防対策に取り組みましょう。

①テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置しましょう。

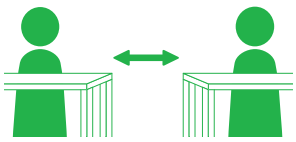

②カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けましょう。

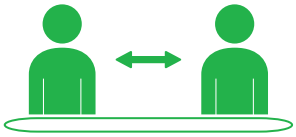

③真正面の配置を避けるか、またはテーブル上の区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなどの工夫をしましょう。

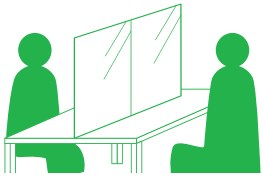

④個室を使用する場合は、十分な換気を行いましょう。

中小企業等緊急支援金の対象業種等を拡充します

商工観光部産業戦略課
☎22-1220

「支援制度のお知らせ【第３報】」（６月発行）に掲載した「中小企業等緊急支援金」について**イベント等に関係する業種等を追加し、申請期限を延長**して支給します。

◆申請期間は

令和２年６月１日から８月31日まで
↓
９月30日まで延長します。

※この支援金は、売り上げが減少した市内の指定業種の事業者（大企業を除く）で拡大防止協力金の対象とならない事業者へ10万円を支給するものです。

今回、次の業種を拡充します。

【指定業種の拡充】

・小売業、飲食業（露天商、移動販売者など）

※１　市内在住で、かつ保健所等の営業許可等を有している方
※２　露天商等を生業として税申告されている方（但し、通信販売事業者は除く。）

【対象業種の追加】

・印刷業　・煙火製造業　・広告業
・広告制作業　・旅行業（フリーランスに限る）
・興行場、興行団　・警備業
・他に分類されない事業、サービス業（音響・映像、看板書き業など）

※詳しくは、栗原市Ｗｅｂサイトよりご確認ください。

農林水産物やその加工品を含む販売イベントに助成します

農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆地場産品販売促進支援事業とは

市内産の農林水産物や６次化加工品といった地場産品販売を含む販売イベント等を開催するための経費の一部を助成します。

◆対象となる販売イベント等

８月以降に実施する次のイベント

（１）地場産品の販売を含む販売イベント
（２）イベント開催に併せた地場産品他販売

※既存・新規のイベントは問いません。

◆対象となる経費

（１）感染症予防対策費
（２）会場関係費
（３）宣伝費

※既存イベントと新規イベントとでは対象経費に違いがありますのでお問い合わせください。

◆助成内容は

対象経費の４分の３以内の額（上限20万円）

◆対象となる方は

市内の販売イベント実行委員会等主催団体

◆申請期限は　令和３年２月１日まで

◆申請方法は

（１）販売イベント開催前に事業計画書を提出
（２）販売イベント開催後に決算内容を添付して申請書兼請求書を提出

◆申請に必要なものは

◇申請書兼請求書
◇決算書と領収書の写し
◇販売イベントの写真
◇誓約書
◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

国の農林漁業者のための経営継続補助金の採択者を支援します

農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆農林漁業者経営継続支援事業とは

下記の「対象となる方」が、経営継続補助金経営計画書に基づき、機械装置等費、広報費、展示会等出店費などに関する経費等の100分の15以内の額（個人申請は上限20万円、グループ（共同）申請は構成員数（最大10人まで）×20万円を上限）を助成します。

◆対象となる方は

国の支援事業である農林漁業者のための「経営継続補助金」の事業採択を受けた市内の農林漁業者

◆申請期限は　令和３年１月15日まで

◆申請方法は　原則、「郵送申請」

※申請書は栗原市Ｗｅｂサイト、市農業政策課、各総合支所で配布

◆申請に必要なものは

◇申請書
◇経営継続補助事業採択通知書の写し
◇申請時に提出した経営継続補助金経営計画書（様式２－１）の写し
◇経営継続補助金に係る事業実績報告書の写し
◇補助対象経費に係る領収書の写し
◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※国の農林漁業者のための「経営継続補助金」の詳細については、以下の農林水産省ウェブサイトをご確認ください。
https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html

コミュニティ活動に係る感染拡大防止対策費用を支給します

企画部市民協働課
☎22-1164

◆コミュニティ活動感染防止支援金とは

自治会及びコミュニティ推進協議会が行う、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のためのマスク、手指消毒液、非接触型体温計、網戸などの購入に対して支援金を支給するものです。

◆申請方法は

対象となる自治会及びコミュニティ推進協議会に、別途通知します。

◆申請に必要なものは

◇申請書
◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し

◆申請期限は　令和２年９月30日まで

◆助成金額は

（１）自治会
以下の①及び②の合算額
①集会施設数割額
自治会が管理する集会施設数×１万円
（１施設あたり）
②世帯割額
50世帯まで １万円、以降、50世帯ごとに５千円を加算した額
※基準日：令和２年６月30日

（２）コミュニティ推進協議会
500世帯まで ２万円、以降、500世帯ごとに５千円を加算した額
※基準日：令和２年６月30日

３．申請期限の延長等

▼令和２年４月発行
「新型コロナウイルス感染症　支援制度のお知らせ」の２ページ

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の実施期間が延長されました。

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度【特例貸付】	令和２年３月25日から令和２年７月末日まで	令和２年３月25日から**令和２年９月末日まで**
生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度【特例貸付】	令和２年３月25日から令和２年７月末日まで	令和２年３月25日から**令和２年９月末日まで**

▼令和２年５月発行
「新型コロナウイルス感染症　支援制度のお知らせ【第２報】」の３ページ

『水道料金・下水道等使用料支払猶予』及び『下水道受益者分担金の徴収猶予』の猶予対象月を拡大しました。

支援制度名称	変更前	変更後
水道料金・下水道等使用料支払猶予	４月～８月請求分	４月～**10月請求分**
下水道受益者分担金徴収猶予	令和２年６月請求（６月末納入期限）を７月末まで（１カ月間）支払猶予	・令和２年６月請求（６月末納入期限）を７月末まで（１カ月間）支払猶予 **・令和２年９月請求（９月末納入期限）を10月末まで（１カ月間）支払猶予**

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。
■栗原市ホームページ　URL　https://www.kuriharacity.jp/

［編集・発行］ 栗原市企画部市民生活再生推進室（企画部企画課）
〒987-2293　宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号　電話：0228-22-1125　FAX：0228-22-0313